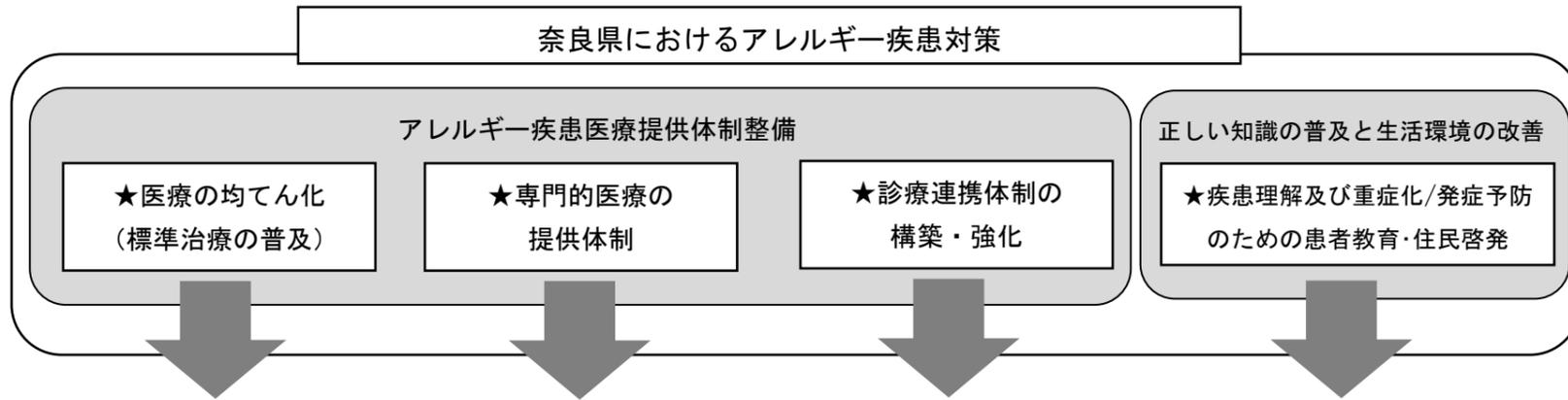


奈良県におけるアレルギー疾患対策の方向性とアレルギー疾患医療拠点病院及び診療科別支援病院の役割

「アレルギー疾患対策基本法」で定める6疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー）及び重症・難治性アレルギー疾患を対象として、本県におけるアレルギー疾患医療提供体制整備を推進する。



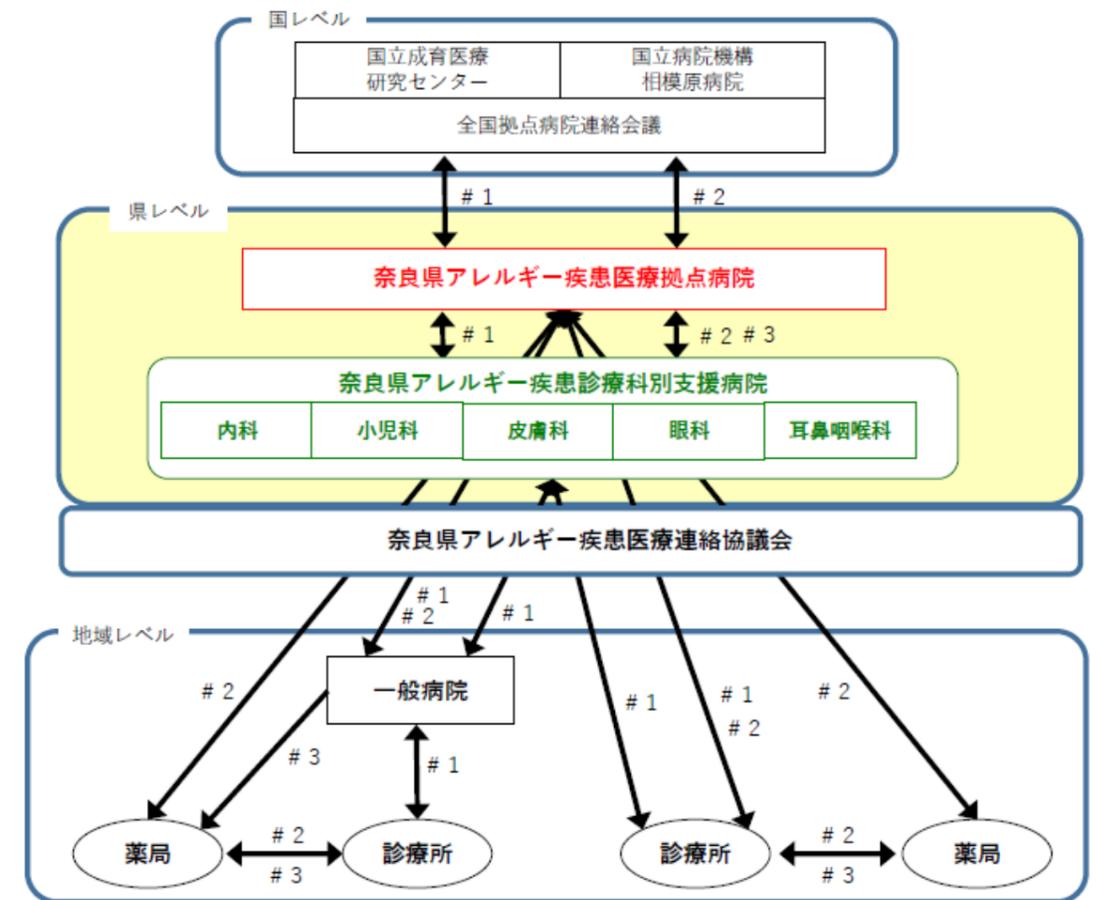
奈良県アレルギー疾患医療拠点病院の役割

- 県と連携し、一般病院及び診療所等の医療従事者に対して、最新の科学的知見に基づく適切な情報発信、教育、研修等を行う。
- 一般病院及び診療所に対して、最新の科学的知見に基づく助言や支援を行う。
- 国が推進する全国的疫学研究・臨床研究等に協力する。
- アレルギー疾患全般における重症・難治例について、より専門的な検査及び治療、医学管理等の適正な医療を提供する。
- 専門スタッフの教育（専門医及びPAE等専門スタッフの育成を含む）を積極的に行う。
- 拠点病院、診療科別支援病院間での連携及び一般病院、診療所との病病連携・病診連携を図り、診療連携体制の推進における中心的役割を果たす。
- 患者及び住民に対するアレルギー疾患の正しい知識を普及するための講演会等を県と連携しておこなう。
- 住民のアレルギー疾患発症予防、患者の重症化予防、災害対応を含めた患者への配慮についての教育・啓発に積極的に取り組む。

奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院の役割

- 県及び拠点病院が実施する事業（医療従事者等の育成・研修等）、診療情報の提供・共有等に対し協力する。
- 一般病院及び診療所に対して、最新の科学的知見に基づく助言や支援を行う。
- 当該診療科のアレルギー患の重症・難治例について、より専門的な検査及び治療、医学管理等の適正な対応をとる。
- 専門スタッフの教育（専門医及びPAE等専門スタッフの育成を含む）に努める。
- 拠点病院、診療科別支援病院間での連携及び一般病院、診療所との病病連携・病診連携を図り、診療連携体制を推進する。
- 患者及び住民に対し、県及び拠点病院が実施するアレルギー疾患の正しい知識を普及するための講演会等に協力する。
- 住民のアレルギー疾患発症予防、患者の重症化予防、災害対応を含めた患者への配慮についての教育・啓発に努める。

奈良県アレルギー疾患医療提供体制イメージ図



- <国レベル>
 - ・全国の都道府県拠点病院との連携
 - ・国の全国的疫学研究への協力
- <県レベル>
 - ・左記のとおり
- <奈良県アレルギー疾患医療連絡協議会>
 - ・奈良県におけるアレルギー疾患対策の検討
- <地域レベル>
 - ・研修会への積極的な参加
 - ・一般病院⇄診療所⇄薬局の連携
 - ・重症難治例に対し、県拠点病院及び県診療科別支援病院と連携
 - ・県民への医療情報提供

【凡例】

- #1…紹介・逆紹介
- #2…研修
- #3…情報共有